

新労災(傷害プ)

労働者の業務中の労働災害と労災訴訟

基本補償

従業員や下請負人が業務中(出退勤途上を含みます。)にケガなどを被った場合、ご加入者が災害補償規定などに基づいて支出する補償金に対して保険金をお支払いします。また、万が一の労災訴訟により企業または役員の方が負担する、損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いする制度です。

法定外補償規定(以下、規定といいます。)に定める範囲内で保険金額を設定してください。

規定に定める補償額を超える保険金額に加入した場合でも規定の補償額を超える金額はお支払いできません。

 従業員を守る補償

 経営を守る補償

◎死亡・後遺障害



◎入院・手術補償
◎通院補償



◎臨時費用
(死亡・後遺障害)



◎使用者賠償責任補償

4つの
特長

特長 1

**下請負人も補償対象
建設業以外の業務も
補償対象**

貴社の役員、従業員に加え、下請負人の方々を無記名で幅広く補償します。



特長 2

**スピーディーな
保険金支払い**

保険金は原則、政府労災保険の認定を待たずにお支払いします。

※精神障害、脳・心疾患等は政府労災の給付が決定された場合にお支払いします。なお、使用者賠償責任補償については政府労災の決定を待つ場合があります。



1. 契約方式と補償の対象となる業務等

契約方式	補償の対象となる業務等
年間包括契約方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ご加入者のすべての業務 ・対象となる工事:保険期間中にご加入者が行う元請工事および下請工事 ご希望により甲型JV(共同施工方式)を対象工事に含めることができます。乙型JV(分担施工方式)は対象工事に含まれます。

※甲型JV(共同施工方式)の補償に関する注意点は、P30「甲型JV(共同施工方式)を補償するには?」をご確認ください。

2. 補償の対象となる方(被保険者) ご加入者

※使用者賠償責任補償の被保険者はP7をご参照ください。

3. 補償の対象となる方(補償対象者) 次の方々が補償の対象となります(氏名を通知いただく必要はありません)。

補償対象者	補償対象	備考
従業員(家族従事者およびパート・アルバイトを含みます。)	◎	
ご加入者役員/個人事業主本人	○	補償は以下①②のいずれかから選択できます。 ①24時間補償(業務中・業務外を問わず補償) ②業務中(出退勤途上を含みます。)
下請負人およびその構成員	◎	下請負人とは、建設業法第2条第5項にいう、建設業者と締結された下請契約における下請負人およびその構成員をいい、数次の請負による場合の請負人も含みます。また、ご加入者が業務のために所有もしくは使用する施設内またはご加入者が直接業務を行う現場内において、ご加入者との契約に基づき、ご加入者の業務に従事する方(例:警備誘導員)、および派遣受労働者も含みます。 ※下請契約はご加入者が「日本国内で行う業務にかかる下請契約」に限定されます。
出向者	○	ご加入者と雇用関係を結ぶ出向元の役職員や、ご加入者に出向してきており、雇用関係のない役職員を補償対象者の範囲に含めることができます。

特段の記載がない場合、補償は「業務中(出退勤途上を含みます。)」となります。

自動的に補償対象となる方:◎ 追加掛金をいただくことにより補償対象となる方:○

ラン) 補償制度 (事業活動総合保険)

によるご加入者の賠償責任を補償します。



オプション

- 1. 休業補償保険金支払特約** ※詳細については、P7をご確認ください。
業務中のケガなどによる就業不能期間に対して休業損害を補償します。
- 2. 天災危険補償特約** ※詳細については、P8をご確認ください。
業務中(出退勤途上を含みます。)に地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガについても補償します。
- 3. 雇用慣行賠償責任補償特約** ※詳細については、P8をご確認ください。
雇用上の差別、不当解雇、セクシャルハラスメント、マニティーフラスメント、パワーハラスメント、ケアハラスメント、モラルハラスメントに起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用、協力費用を補償します。
- 4. 入通院臨時費用補償特約** ※詳細については、P8をご確認ください。
業務中のケガなどにより治療を要した場合で、公的医療保険制度の一部負担金や、医師の指示に基づく差額ベッド代・治療に関わる費用等を補償します。

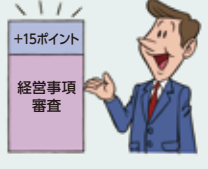


特長 3

経営事項審査の加点評価基準を充足する補償内容

経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能です。

- (※) 加点ポイントは以下の①~③をみたくする必要があります。
- ① 業務上災害と通勤災害のいずれも対象
 - ② 従業員および下請負人の従業員をすべて対象
 - ③ 死亡および後遺障害第1級~第7級まで対象



特長 4

幅広くかつ高額補償にも対応

ケガなどの補償だけでなく、うつ病による自殺や過労死等の新型労災の労災訴訟により貴社が負担する法律上の賠償責任(使用者賠償補償:最大5億円プラン)も補償します。



4. 基本補償の主な内容 各補償項目ごとに保険金額を設定してください。

従業員を守る補償		死亡補償保険金 業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合にお支払いします。	1名あたり 500万円~5,000万円 (百万円単位)	
		後遺障害補償保険金 業務中のケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に後遺障害を被った場合にお支払いします。 ※第1級から第3級の後遺障害は、死亡・後遺障害保険金額の100%	第1級から第7級 死亡・後遺障害補償保険金額に後遺障害の程度に応じた所定の割合(100%~42%)を乗じた額	
		第1級から第14級 死亡・後遺障害補償保険金額に後遺障害の程度に応じた所定の割合(100%~4%)を乗じた額		
		入院補償保険金 業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の入院に対して、お支払いします。	日額 2,000円~10,000円 (千円単位)	
		手術補償保険金 業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の所定の手術に対してお支払いします。(1回の事故に対して1回の手術にかぎり)	入院中に手術を受けた場合→入院保険金日額の 10倍 入院中以外で手術を受けた場合→入院保険金日額の 5倍	
		通院補償保険金 業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度にお支払いします。	日額 1,000円~6,000円 (千円単位) (ただし入院補償日額の2/3以下の金額)	
		臨時費用保険金 ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害が生じた場合に、貴社が臨時に負担された費用に対してお支払いします。	業務上のケガなど(注)	100万円限度
			上記以外	10万円限度 (死亡した場合にかぎり)
経営を守る補償		使用者賠償責任補償 日本国内で従業員の方等が、業務に従事中の偶発的な事故によりケガなどを被ったことについて、貴社または役員等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	1事故あたり 5億円 / 3億円 / 2億円 1億円 / 5,000万円 / 3,000万円 / 1,000万円	

(注) 業務上のケガのほか、業務上の症状も含みます。
● 保険金をお支払いする主な場合、お支払いできない主な場合はP21・P22をご確認ください。
● 保険金の請求状況や、事故件数によってはご継続をお断りすることがあります。

5. 使用者賠償責任補償

万が一の労災事故発生により、企業または役員の方が負担する損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いします。

■ 補償の内容

従業員の方等が、業務※中(出退勤途上を含みます。)の偶然な事故によりケガなどを被ったことについて、ご加入者または役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします(1事故につき保険金額限度)。ただし、損害賠償金については次のア. からウ. までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。

- ア. 政府労災により給付される金額
 - イ. 自賠責保険などにより支払われるべき金額
 - ウ. 災害補償規定などにに基づき従業員、遺族に支払うべき金額
- ※ 補償対象者が下請負人およびその構成員の場合は、ご加入者が行う職務等に基づく業務となります。

■ 被保険者

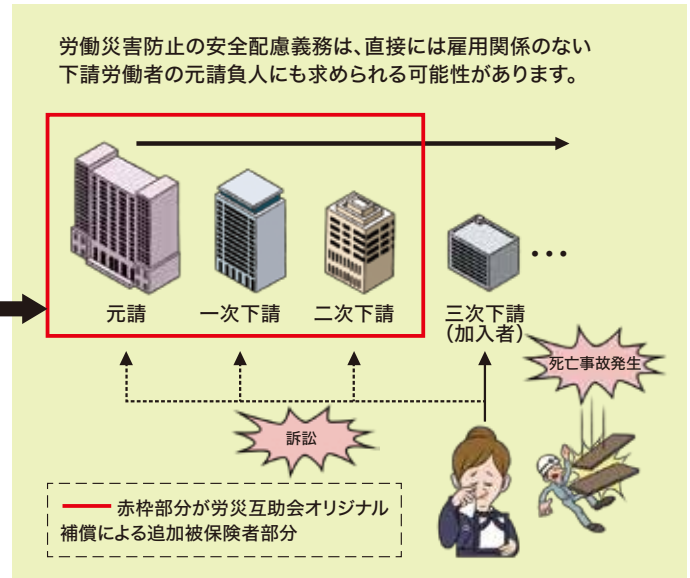
- ①ご加入者(記名被保険者)とご加入者の役員個人
- ②ご加入者の下請負人各企業とその役員個人
- ③ご加入者からみた上位工事の元請負人とその役員個人

労災互助会オリジナル

※ 保険会社は、保険金支払に伴って被保険者に対して取得する求償権を放棄します。

■ 補償対象者

- ①ご加入者の従業員
- ②ご加入者の下請負人各企業の従業員



被保険者イメージ図

労働契約法第5条(2008年3月施行)において安全配慮義務が明文化され企業の責任がますます増える傾向にあります。また、過労死や心の病などによる労災請求件数増加に伴い巨額な賠償金が請求されるケースも発生しています。



◎ 保険金額は2億円以上をお勧めします。

■ 高額民事損害賠償事例

判決認容額	判決年	内容	裁判所
1億9,869万円	平成20年	長時間労働による脳疾患	大阪地裁
1億8,760万円	平成22年	長時間労働による脳疾患	鹿児島地裁
1億6,524万円	平成6年	作業時の原木落下による頸椎損傷	横浜地裁
1億328万円	平成27年	長時間労働による自殺	大阪地裁

■ 高額和解事例

和解金額	和解年	内容
1億6,800万円	平成12年	長時間労働による自殺
1億3,216万円	平成2年	爆発事故死
1億2,000万円	平成4年	火災事故死
1億1,350万円	平成12年	長時間労働による自殺

※ 損保ジャパン調べ

+

オプション

オプション 1 休業補償保険金支払特約

補償対象者が被保険者の業務中(出退勤途上を含みます。)にケガなどを被って、事故日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合に、休業補償保険金をお支払いします。

・保険期間の中途でのご加入はできません。

(1) 休業保険金日額

日額1,000円から6,000円の間で設定してください。
(千円単位となります。)

(2) 支払対象期間

90日または180日のどちらかをお選びください。

(3) 支払対象外日数

3日間

ご注意 精神障害、脳・心疾患による休業補償保険金のお支払いには政府労災の認定が必要です。

オプション 2 天災危険補償特約

業務中(出退勤途上を含みます。(注))に地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガについても補償します。

(注) 24時間補償が付帯された補償対象者は24時間補償となります。

・保険期間の中途でのご加入はできません。

補償対象となる保険金等

	保険金の種類等	天災危険補償	
		なし	あり
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ	死亡・後遺障害保険金	補償対象外となります	補償対象となります
	入院・手術補償保険金		
	通院保険金		
	臨時費用保険金(死亡・後遺障害)		
	使用者賠償補償		
	休業補償保険金		
	雇用慣行賠償補償		

ご注意 基本補償とオプションの休業補償により支払うすべての保険金を合算して、保険期間を通じて10億円がお支払いの限度額です。

オプション 3 雇用慣行賠償責任補償特約

雇用上の差別、不当解雇、セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメント、ケアハラスメント、モラルハラスメントに起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用、協力費用を補償します。

・保険期間の中途でのご加入はできません。

補償の対象となるリスク

雇用慣行賠償責任補償特約において補償対象となる主な雇用上のリスクは以下のとおりです。

- (1) 雇用上の差別
- (2) 不当解雇
- (3) セクシャルハラスメント
- (4) マタニティーハラスメント
- (5) パワーハラスメント
- (6) ケアハラスメント
- (7) モラルハラスメント

補償の内容

雇用慣行賠償責任補償特約の主な補償内容は以下のとおりです。

(1) 法律上の損害賠償金

雇用上の差別、不当解雇、セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメント、ケアハラスメント、モラルハラスメントに起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金を補償します。

損害賠償金

精神的苦痛に対する慰謝料

など

(2) 争訟費用

被保険者に対する損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。)によって被保険者が支出した費用をお支払いします。この費用には、証拠収集および文書作成費用を含みます。

弁護士費用

証拠収集のために要した費用

文書作成費用(裁判所、当事者宛)

など

(3) その他費用

保険会社の同意に基づいて、被保険者が支出した損害防止軽減費用、緊急措置費用、協力費用をお支払いします。

(4) 保険金額

3,000万円(保険期間中限度額) 自己負担額10万円(1請求につき)

補償の対象となる方(被保険者)

ご加入者 ご加入者の役員または使用人

オプション 4 入通院臨時費用補償特約

業務中のケガなどにより、治療を要した場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院された場合に、負担された公的医療保険制度の一部負担金や、医師の指示に基づく差額ベッド代・治療に関わる費用等をお支払いします。

・保険期間の中途でのご加入はできません。

保険金額 1事故につき50万円・100万円・200万円の3パターンからお選びください。

※基本補償においてご加入者役員/個人事業主本人を24時間補償としている場合であっても、入通院臨時費用は業務中の事故のみ補償されます。